

学童保育指導員として 働き続けたい!

私たちは学童保育の公設公営化にあたって、

- 安定して働ける労働条件を保障してほしい。
 - 公設公営後も引き続き働けるようにしてほしい。
- と訴えて続けてまいりました。

※ 文中グラフはすべて、常勤で勤務時間週 30 時間以上のデータ (99 年度) より作成

それは事業が円滑に移行し、子どもたちの学童保育での生活が豊かなものとして発展させるうえで欠かせない条件だからです。

私たちは学童保育指導員として、これからも働き続けていきたいと思っているからです。

これまで学童保育は市の委託事業（学校、地域、PTA、父母関係者で構成する運営委員会に委託）としておこなわれてきました。

運営は、市の委託料だけではまかなえず、父母がバザーなど大変な活動を通じて、指導員の労働条件を支えてきました。

しかし、それでも世間一般の水準には届かず、やむなく学童保育を去っていった指導員仲間は後を絶ちませんでした<グラフ1>。

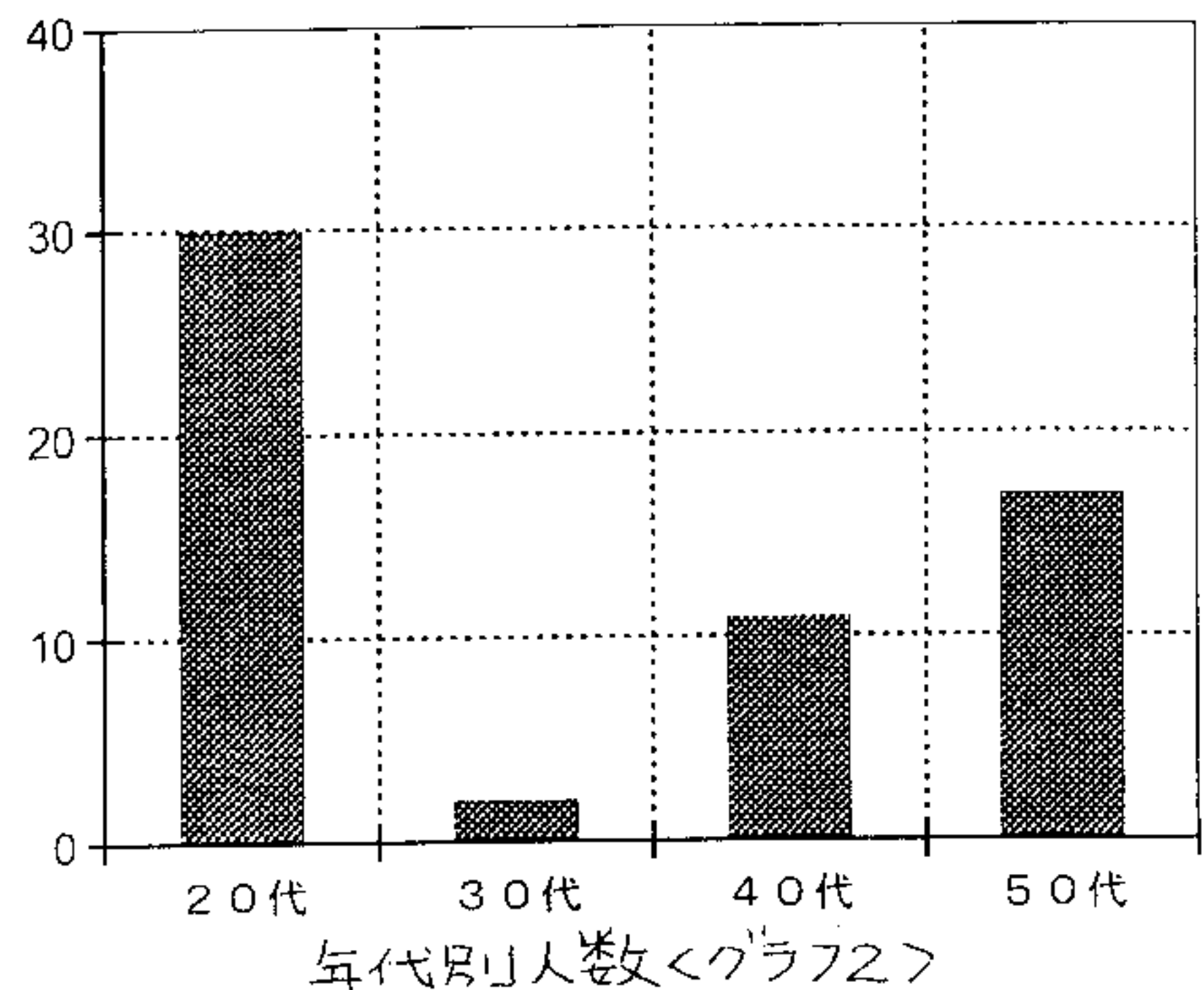
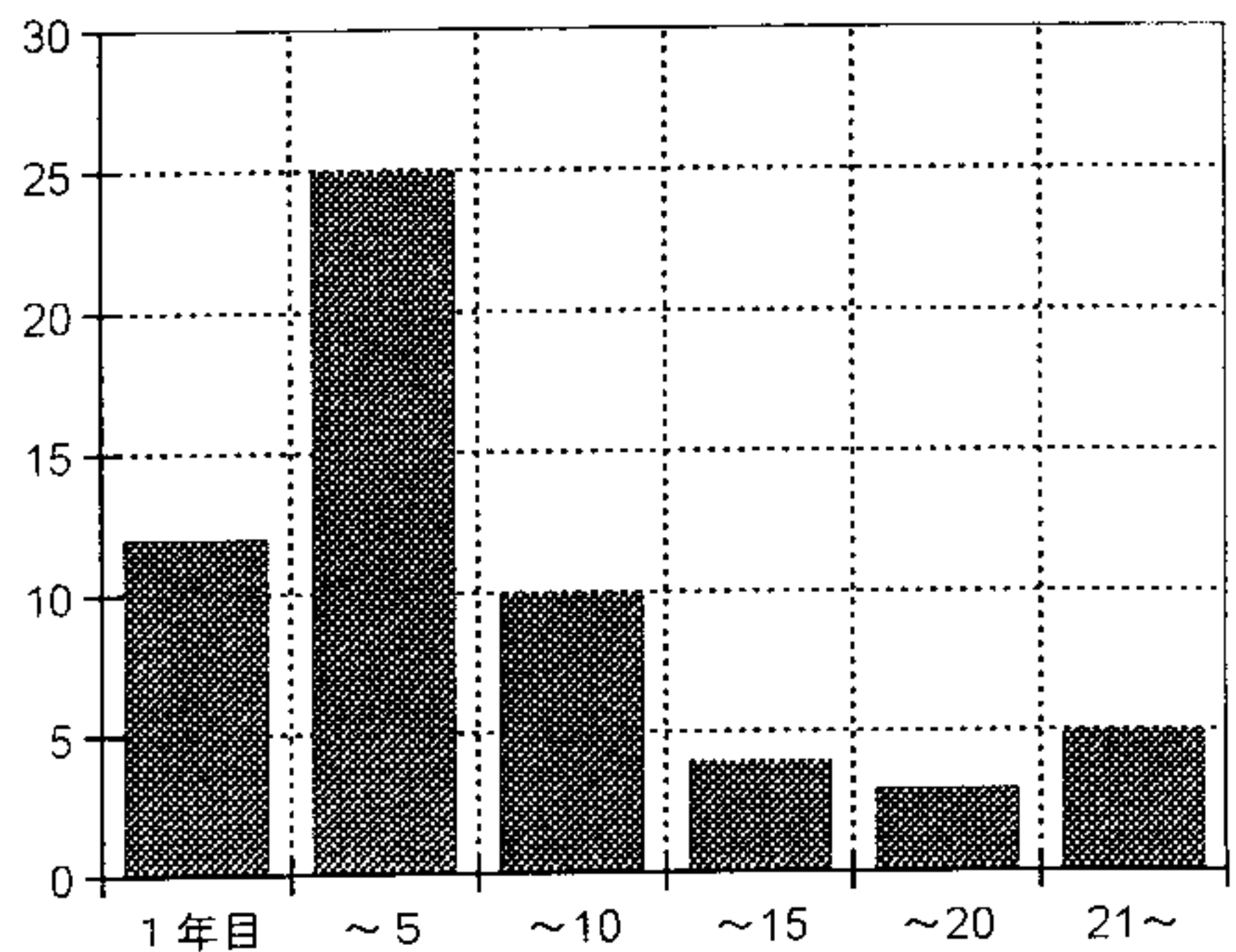
私たちは自主的に研修をすすめ、事業内容を充実させる努力をしながら、「子どもたちや働く親のためにがんばっていこう」とお互い励まし合ってきたのです。その結果、学童保育に踏みとどまってきた者も少なからずあります。

そして、こうした厳しい条件の下でも、学童保育に夢をもって指導員を選んだ若い者も多くいます。現在の年代別構成は、20代の者が全体の半分を占めています<グラフ2>。

子どもたちを受け止められる指導員になるためにも、継続して働ける労働条件の保障を強く求めるものです。



勤続年数別人数<グラフ1>



船橋市学童保育指導員労働組合

1999年10月28日

「事業を後退させない」ために、 労働条件の切り下げをしないでください

Aさんの場合 (20代独身・勤続8年・99年見込み)

イ.基本給	月額 144,077 円
ロ.時間外手当	@961 円 × 400 時間 × 1.25
ハ.通勤手当	月額 7,550 円
ニ.住居手当	月額 5,000 円
ホ.経験給	月額 6,724 円
ヘ.賞与	年 4 ヶ月
年収 (イ~ヘの合計)	3,017,020 円
その他	国民健康保険・国民年金・労働保険加入

夢や希望、熱意だけでは、学童保育指導員の仕事は続けられません。自分自身の生活を成り立たせなければならぬからです。

ここで指導員のAさんの収入をご紹介します。

労働時間は週 36 時間ですが、新一年生の給食が始まるまでの期間、夏休みなどの学校休業日、子どもたちの様子を伝えるための父母会出席、指導員研修、行事の打ち合わせなど、所定時間外勤務は年間 400 時間以上に及びます。

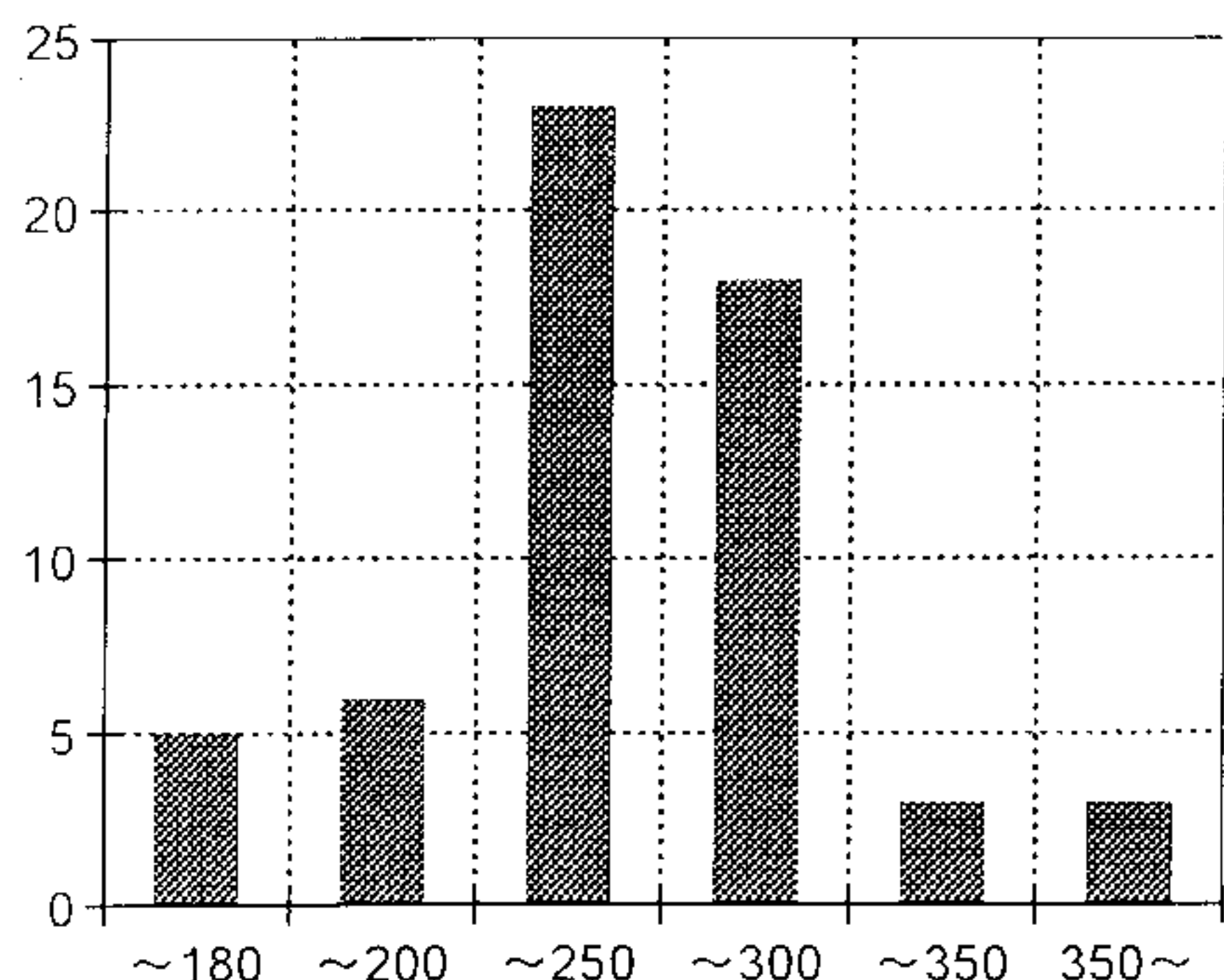
とても他の仕事とかけもちができない内容です。

公設公営学童保育指導員の労働条件について、現在に至っても具体的な点は明らかになっていません。「非常勤一般職」の「規則」では、賞与、定期昇給、退職金などがなく、現状より悪くなる点があります。また、仮に「非常勤一般職」の保育士の時間報酬をあてはめると年収 180 万円となり、9割の者が収入ダウンになります<グラフ3>。

さらにその上に「5年間の有期雇用」(5年以上は働けない)という将来の夢を断ち切る条件がついています。

こうした条件のもとで、「基本方針」の「受験資格」でいう「熱意を有し」た者がどれだけ働き続けられるでしょうか。

年収 (99年見込み) 別人数<グラフ3>
単位 (万円)



「(公設公営化にあたって) 事業が後退することがないようにしたい」

藤代市長は、一昨年(98年)の9月議会でこのように明言されました。

指導員の労働条件問題は、「事業の前進・後退」に直接関係があります。

これまで必死になって作り上げてきた労働条件を切り下げることによって、指導員の定着率が大幅に下がることは明らかです。それは子どもたちに不安を与え、親も安心して働くことができなくなってしまうでしょう。

「事業の後退をさせない」ために、安定的に勤務できる条件を確立するよう重ねて要望するものです。

船橋市学童保育指導員労働組合

1999年10月28日

NO.8